

平 成 3 0 年 度 予 算 に 関 す る 説 明 資 料

各種会計予算総括表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
一般会計歳入予算前年度比較表・・・・・・・・	2
一般会計歳出予算前年度比較表・・・・・・・・	3
一般会計性質別歳出予算前年度比較表・・・・	4
市税前年度比較表・・・・・・・・・・・・・・・・	5
都市計画税充当説明資料・・・・・・・・・・・・	6
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・	7
基金の平成30年度末における現在高見込額・・・・	8
地方債の平成30年度末における現在高見込額・・・・	9
（参考）一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明・・・・	10

平成30年度 各種会計予算総括表

(単位：千円、%)

会計区分		平成30年度		平成29年度		比較		摘要 【】内の数字は平成29年度との比較	
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
一般会計		12,824,000	55.9	13,089,000	55.0	▲ 265,000	▲ 2.0	○販わいの交流拠点施設整備事業 144,911【▲526,863】 ○保育施設等整備事業 248,722【+13,341】 ○道路舗装事業 122,020【▲8,000】 ○枝野橋橋りょう補修事業 227,048【+113,047】 ○住社橋橋りょう整備事業 357,032【+145,039】	
特別会計	国民健康保険事業	3,394,860	14.8	3,901,791	16.4	▲ 506,931	▲ 13.0	○保険給付費 2,401,887【+15,938】 ○国民健康保険事業費納付金 839,632【皆増】 ○後期高齢者支援金等・介護納付金 皆減【▲571,212】 ○共同事業拠出金 10【▲769,801】 ○保健事業費 96,098【+1,540】	
	後期高齢者医療	343,877	1.5	353,617	1.5	▲ 9,740	▲ 2.8	○後期高齢者医療広域連合納付金 326,503【▲11,429】	
	介護保険	3,071,081	13.4	3,110,788	13.1	▲ 39,707	▲ 1.3	○保険給付費 2,818,566【▲51,373】 ○地域支援事業費 174,823【+7,217】 ※H30～第7期計画	
	公共下水道事業	1,569,410	6.8	1,696,960	7.2	▲ 127,550	▲ 7.5	○污水管渠工事費 210,539【+63,714】 ○雨水管渠工事費 121,000【▲140,000】	
	農業集落排水事業	111,705	0.5	104,855	0.4	6,850	6.5	○中継ポンプ等修繕費 5,500【+3,640】	
	東根財産区	501	0.0	489	0.0	12	2.5	○下刈作業業務委託料 177【+12】	
計		8,491,434	37.0	9,168,500	38.6	▲ 677,066	▲ 7.4		
企業会計	水道事業	収益的支出	1,113,013	4.9	1,055,682	4.4	57,331	5.4	○枝野浄水場操作盤修繕費 64,800【皆増】 ○仙南・仙塩広域水道受水費 482,200【▲2,129】
		資本的支出	512,076	2.2	471,375	2.0	40,701	8.6	○老朽配水管布設替工事 214,200【+15,200】 ○住社橋橋りょう添架管布設事業費 52,460【皆増】 ○企業償元金償還金 83,209【▲15,227】
	計	1,625,089	7.1	1,527,057	6.4	98,032	6.4		
合計		22,940,523	100.0	23,784,557	100.0	▲ 844,034	▲ 3.5		

平成30年度 一般会計歳入予算前年度比較表

歳入

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は平成29年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市税	3,218,937	25.1	3,298,239	25.2	▲ 79,302	▲ 2.4	○個人市民税 1,131,188【▲43,080】 ○市たばこ税 205,162【▲34,188】
2 地方譲与税	180,010	1.4	180,010	1.4	0	0.0	
3 利子割交付金	3,500	0.0	1,500	0.0	2,000	133.3	
4 配当割交付金	5,000	0.0	10,000	0.1	▲ 5,000	▲ 50.0	
5 株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	
6 地方消費税交付金	570,000	4.5	500,000	3.8	70,000	14.0	○消費税収の伸び及び地方配分の増
7 ゴルフ場利用税交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	0	0.0	
8 自動車取得税交付金	55,000	0.4	45,000	0.3	10,000	22.2	○自動車取得税収の伸び
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0	
10 地方特例交付金	14,000	0.1	12,000	0.1	2,000	16.7	
11 地方交付税	3,757,156	29.3	3,861,508	29.5	▲ 104,352	▲ 2.7	○普通交付税 3,080,000【▲100,000】 ○震災復興特別交付税 207,156【▲24,352】
12 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
13 分担金及び負担金	76,652	0.6	49,357	0.4	27,295	55.3	○橋りょう整備事業負担金 67,988【+30,028】
14 使用料及び手数料	194,540	1.5	191,489	1.5	3,051	1.6	○保育料 77,064【+2,028】
15 国庫支出金	1,543,374	12.0	1,733,649	13.2	▲ 190,275	▲ 11.0	○社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) 皆減【▲248,991】
16 県支出金	735,784	5.8	713,999	5.5	21,785	3.1	○みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援 事業補助金 14,523【皆増】
17 財産収入	87,631	0.7	34,092	0.3	53,539	157.0	○土地売却収入 65,000【+45,000】
18 寄附金	100,010	0.8	223,613	1.7	▲ 123,603	▲ 55.3	○仙南クリーンセンター地元対策事業費 寄附金 皆減【▲123,603】
19 繰入金	740,842	5.8	389,612	3.0	351,230	90.1	○財政調整基金繰入金 620,000【+250,000】
20 繰越金	50,000	0.4	50,000	0.4	0	0.0	
21 諸収入	370,264	2.9	401,432	3.1	▲ 31,168	▲ 7.8	○スポーツ振興くじ助成金 9,600【▲30,400】
22 市債	1,095,800	8.6	1,368,000	10.4	▲ 272,200	▲ 19.9	○賑わいの交流拠点施設整備事業充当債 皆減【▲362,400】
歳 入 合 計	12,824,000	100.0	13,089,000	100.0	▲ 265,000	▲ 2.0	

平成30年度 一般会計歳出予算前年度比較表

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は平成29年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 議会費	171,865	1.3	173,057	1.3	▲ 1,192	▲ 0.7	○議員報酬・期末手当 96,666 【+352】 ○議員共済会負担金 27,509 【▲1,071】
2 総務費	1,781,166	13.9	1,733,386	13.2	47,780	2.8	○地方創生推進事業 39,600 【+20,000】 ○庁内情報ネットワークシステム事業 129,440 【+23,011】 ○庁舎管理事業 44,636 【▲20,746】
3 民生費	3,901,602	30.4	3,898,981	29.8	2,621	0.1	○国民健康保険事業特別会計繰出金 202,744 【+20,921】 ○臨時福祉給付金等支給事業 皆減 【▲112,248】 ○施設型給付費・地域型保育給付費 186,948 【+70,348】
4 衛生費	976,329	7.6	974,138	7.4	2,191	0.2	○みやぎ県南中核病院企業団負担金等 292,944 【+6,897】 ○仙南広域仙南ケアセンター負担金 30,823 【▲14,071】 ○上水道高料金対策補助金 72,799 【+29,883】
5 労働費	17,192	0.1	29,228	0.2	▲ 12,036	▲ 41.2	○婦人研修センター屋根改修工事 皆減 【▲14,000】 ○シルバー人材センター補助金 14,000 【+2,000】
6 農林業費	635,046	5.0	639,953	4.9	▲ 4,907	▲ 0.8	○農地集積・集約化対策事業費補助金 22,250 【▲13,250】 ○農業用施設整備事業 5,200 【▲15,200】 ○林業振興対策事業 11,788 【+6,592】
7 商工費	477,733	3.7	1,062,223	8.1	▲ 584,490	▲ 55.0	○賑わいの交流拠点施設整備事業 144,911 【▲526,863】 ○街なか交流拠点施設整備事業 皆減 【▲35,160】 ○角田市観光物産協会補助金 13,400 【▲19,185】
8 土木費	2,044,246	15.9	1,929,701	14.8	114,545	5.9	○青木地内道路整備事業 皆減 【▲75,000】 ○枝野橋橋りょう補修事業 227,048 【+113,047】 ○住社橋橋りょう整備事業 357,032 【+145,039】
9 消防費	457,866	3.6	454,799	3.5	3,067	0.7	○仙南広域消防費負担金 322,414 【+3,239】 ○消火栓整備事業 65,237 【▲6,400】 ○小型動力ポンプ積載車等整備事業 27,021 【+4,589】
10 教育費	1,237,918	9.7	1,193,291	9.1	44,627	3.7	○スクールバス運行事業 42,790 【+3,556】 ○子どもの心のケアハウス運営事業 14,707 【皆増】 ○自治センター施設整備事業 27,680 【+25,680】
11 災害復旧費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
12 公債費	1,084,027	8.5	961,233	7.4	122,794	12.8	○定期償還元金 1,000,141 【+137,528】 ○定期償還利子 82,886 【▲13,734】
13 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0	
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	12,824,000	100.0	13,089,000	100.0	▲ 265,000	▲ 2.0	

平成30年度 一般会計性質別歳出予算前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は平成29年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 義務的経費	5,235,948	40.9	5,137,689	39.3	98,259	1.9	
人件費	2,450,708	19.1	2,438,735	18.6	11,973	0.5	○職員人件費(選挙等除き) 1,937,467 【+6,019】 ○心のケアハウス運営事業報酬 8,983 【皆増】
扶助費	1,701,053	13.3	1,737,561	13.3	▲ 36,508	▲ 2.1	○施設型給付費・地域型保育給付費 186,948 【+70,348】 ○臨時福祉給付金 皆減 【▲105,000】
公債費	1,084,187	8.5	961,393	7.4	122,794	12.8	○定期償還元金 1,000,141 【+137,528】 ○定期償還利子 82,886 【▲13,734】
2 投資的経費	1,726,296	13.5	2,231,599	17.0	▲ 505,303	▲ 22.6	
普通建設事業費	1,717,296	13.4	2,222,599	16.9	▲ 505,303	▲ 22.7	○賑わいの交流拠点施設整備事業 84,613 【▲580,131】 ○住社橋橋りょう整備事業 357,032 【+145,039】
補助事業	1,070,935	8.4	1,489,609	11.3	▲ 418,674	▲ 28.1	○賑わいの交流拠点施設整備事業(補助分) 皆減 【▲480,765】 ○住社橋橋りょう整備事業 291,400 【+117,400】
単独事業	646,361	5.0	732,990	5.6	▲ 86,629	▲ 11.8	○賑わいの交流拠点施設整備事業(単独分)84,613 【▲99,366】 ○角田中央公園交通公園園路改修事業 34,000 【皆増】
災害復旧事業費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
3 一般行政経費	5,831,756	45.4	5,689,712	43.5	142,044	2.5	
物件費	1,985,409	15.5	1,929,868	14.8	55,541	2.9	○庁内情報ネットワークシステム事業 129,440 【+23,011】 ○自主文化事業 10,790 【皆増】
維持補修費	185,823	1.4	173,712	1.3	12,111	7.0	○道路定期点検業務委託料 17,080 【+7,930】
補助費等	1,868,556	14.6	1,905,959	14.6	▲ 37,403	▲ 2.0	○仙南地域広域行政事務組合負担金 531,266 【▲21,812】 ○みやぎ県南中核病院企業団負担金 168,861 【+15,138】
積立金	650	0.0	659	0.0	▲ 9	▲ 1.4	
投資及び出資金・貸付金	388,936	3.0	330,056	2.5	58,880	17.8	○上水道管路耐震化事業費出資金 51,343 【+22,075】 ○道の駅施設管理運営会社出資金 50,000 【皆増】
繰出金	1,402,382	10.9	1,349,458	10.3	52,924	3.9	○国民健康保険事業特別会計繰出金 202,744 【+20,921】 ○公共下水道事業特別会計繰出金 587,108 【+25,886】
4 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	12,824,000	100.0	13,089,000	100.0	▲ 265,000	▲ 2.0	

平成30年度 市税前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		摘 要
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市民税	1,307,062	40.6	1,349,575	40.9	▲ 42,513	▲ 3.2	
(1)個人	1,131,188	35.1	1,174,268	35.6	▲ 43,080	▲ 3.7	○総所得金額等比較 総所得金額等▲1.4%(うち給与所得▲1.7%)
(2)法人	175,874	5.5	175,307	5.3	567	0.3	
2 固定資産税	1,436,594	44.6	1,437,235	43.5	▲ 641	0.0	
(1)土地・家屋・償却資産	1,435,576	44.6	1,436,261	43.5	▲ 685	0.0	○課税標準額比較 土地▲0.5%、家屋▲3.9%、償却資産+11.7%
(2)交付金	1,018	0.0	974	0.0	44	4.5	
3 軽自動車税	104,119	3.2	104,217	3.2	▲ 98	▲ 0.1	
4 市たばこ税	205,162	6.4	239,350	7.3	▲ 34,188	▲ 14.3	○販売本数の減
5 都市計画税	166,000	5.2	167,862	5.1	▲ 1,862	▲ 1.1	○課税標準額比較 土地▲0.4%、家屋▲1.5%
合 計	3,218,937	100.0	3,298,239	100.0	▲ 79,302	▲ 2.4	

平成30年度 都市計画税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						都市計画税 充当額	その他一般財源
街路	—						
公園	—						
下水道 (公共下水道事業特別会計繰出金 のうち建設費充当額)	—						
都市計画事業							
土地区画整理事業	—						
街路	—						
公園	12-1-1 12-1-2	10,187				2,989	7,198
下水道 (公共下水道事業特別会計繰出金 のうち公債費充当額)	8-5-1	555,625				163,011	392,614
土地区画整理事業	12-1-1 12-1-2						
過去の都市計画事業等に係る 地方債の元利償還金		565,812				166,000	399,812
合 計		565,812				166,000	399,812

※平成30年度は、都市計画事業及び土地区画整理事業に充てる都市計画税はなし。過去に実施した公園整備事業、下水道事業、土地区画整理事業の公債費(地方債の元利償還金)に充てられている。

※「都市計画税充当額」は、都市計画税を区分ごとの予算額であん分。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分）

235,000 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

3,946,048 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業	平成30年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	2,514,330	1,322,257	45,600	131,974	105,539	908,960
社会保険	976,057	179,308			82,887	713,862
保健衛生	455,661	7,303		661	46,574	401,123
合計	3,946,048	1,508,868	45,600	132,635	235,000	2,023,945

※1 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

(注) 「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 事業の「社会福祉」は障害者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は地域医療対策事業、感染症予防事業など。

※3 「社会保障財源化分の地方消費税交付金」の合計額は、地方消費税交付金の予算額 570,000千円のうち社会保障財源化分の235,000千円を計上。
「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額である。

基金の平成30年度末における現在高見込額

(単位：千円)

基金名	28年度末 現在高	29年度中の増減見込額					29年度末 現在高見込額	30年度当初予算額					30年度末 現在高見込額
		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予定額	前年度決算 剰余金処分		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予定額	前年度決算 剰余金処分	
財政調整基金	1,825,870		450	450	526,711	184,345	1,483,954		410	410	620,000		864,364
減債基金	681,555		88	88			681,643		130	130	50,000		631,773
その他特定目的基金	393,853		121	121	17,845		376,129		110	110	70,832		305,407
明日を拓く人材育成基金	94,654		19	19	5,000		89,673		20	20	5,000		84,693
震災復興基金 ※平成32年度まで精算	8,397		10	10	6,145		2,262		10	10	2,272		
長寿社会対策基金	6,172		10	10	1,500		4,682		10	10	1,500		3,192
21世紀の田園文化創造基金	7,866		10	10			7,876		10	10			7,886
農業振興基金	26,645		10	10	400		26,255		10	10	3,060		23,205
都市整備基金	196,886		50	50			196,936		40	40	54,000		142,976
スポーツ振興基金	53,233		12	12	4,800		48,445		10	10	5,000		43,455
合計	2,901,278		659	659	544,556	184,345	2,541,726		650	650	740,832		1,801,544

※ 定額運用基金は除く。

※ 基金現在高見込額は予算ベース(見込含む)の取崩額により計上しているため、今後の税込等や歳出執行状況により増減する。

基金名	28年度末 現在高	29年度中の増減見込額					29年度末 現在高見込額	30年度当初予算額					30年度末 現在高見込額
		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予定額	前年度決算 剰余金処分		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予定額	前年度決算 剰余金処分	
国民健康保険事業財政調整基金	628,957		220	220	269,823	23,863	383,217		200	200	229,490		153,927
介護保険事業財政調整基金	221,418		50	50	679	66,843	287,632		65	65	11,313		276,384
東根財産区財産造成基金	5,229		10	10	449		4,790		10	10	461		4,339

地方債の平成30年度末における現在高見込額

(単位：千円)

会計区分	地方債区分	平成28年度末 現在高	平成29年度末 現在高見込額	平成30年度中増減見込み		平成30年度末 現在高見込額	
				起債見込額	元金償還見込額		
一般会計	1. 普通債	(55,031) 8,157,130	(34,700) 8,815,114	645,800	(16,976) 580,731	(17,724) 8,880,183	
	2. 災害復旧債	161,566	191,820		20,493	171,327	
	3. 減税補てん債	159,406	124,660		31,536	93,124	
	4. 税収補てん債	15,041				0	
	5. 臨時財政対策債	5,462,635	5,575,571	450,000	367,381	5,658,190	
	小計	(55,031) 13,955,778	(34,700) 14,707,165	1,095,800	(16,976) 1,000,141	(17,724) 14,802,824	
特別会計	公共下水道事業	1. 公共下水道事業債	(620,888) 6,717,415	(521,635) 6,463,541	253,300	(95,755) 515,017	(425,880) 6,201,824
		2. 流域下水道事業債	(50,430) 294,275	(33,060) 266,858	10,500	(11,399) 32,789	(21,661) 244,569
		3. 災害復旧債	85,377	84,091		3,351	80,740
		4. 資本費平準化債	2,682,944	2,780,157	234,600	191,463	2,823,294
		5. 下水道事業特例債	630,994	660,676	62,500	36,839	686,337
		6. 高資本費対策借換債	78,488	38,385		20,714	17,671
	小計	(671,318) 10,489,493	(554,695) 10,293,708	560,900	(107,154) 800,173	(447,541) 10,054,435	
	農業集落排水事業	1. 農業集落排水事業債	564,983	525,219	3,400	41,718	486,901
		2. 災害復旧債	3,900	5,800		170	5,630
		3. 資本費平準化債	184,883	193,208	22,400	16,080	199,528
		小計	753,766	724,227	25,800	57,968	692,059
	企業会計	水道事業	1. 企業債	(28,797) 999,985	(14,743) 901,549		(14,743) 83,209
合計		(755,146) 26,199,022	(604,138) 26,626,649	1,682,500	(138,873) 1,941,491	(465,265) 26,367,658	

※貸付利率4%以上の地方債は、()で内書き

～ 一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明 ～

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税・3 項 地方道路譲与税

譲与総額・・・地方揮発油税収入額の全額
揮発油税（48,600 円/k1）に地方揮発油税（5,200 円/k1）を併せて課税
譲与団体・・・都道府県（指定都市含む）及び市町村（特別区を含む。）
譲与基準・・・都道府県 58/100、市町村 42/100（1/2 市町村道の延長、1/2 市町村道の面積で按分）
地方道路譲与税は、平成 21 年度から地方揮発油譲与税に改正され、それまでの道路
特定財源としての使途制限が廃止され一般財源化された。

2 項 自動車重量譲与税

譲与総額・・・自動車重量税収入額の 407/1,000
自動車重量税の引き下げに伴い、地方に減収が生じないよう、自動車重量税の地方
への譲与割合が 1/3 から 407/1,000 に引き上げられた。（平成 22 年度改正）
譲与団体・・・市町村（特別区を含む）
譲与基準・・・1/2 市町村道の延長、1/2 市町村道の面積で按分
自動車重量譲与税は、平成 21 年度から道路特定財源としての使途制限が廃止され
一般財源化された。

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

所得税における利子課税制度が昭和 63 年 4 月 1 日から実施されたが、これにより地方税法も改正さ
れて都道府県民税に利子割が創設された。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・利子等の支払いを受ける者（利子等の支払い金融機関を特別徴収義務者として徴収
する。）
※平成 28 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける法人は対象から外れ、個人に限定された。
課税標準・・・支払いを受けるべき利子等の額（所得税と同一）
税率・・・5%〔都道府県 2%+市町村 3%〕（所得税 15%）
交付金・・・利子割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の累計に対する割合（前年度以
前 3 年度分の平均値）に応じて配分

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税配当割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に支払い
を受ける配当等に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収される。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・特定配当等の支払いを受ける者（上場株式等配当を支払いする者を特別徴収義務者
として徴収する。）
課税標準・・・①上場株式等配当等 ②公募証券投資信託の収益の分配に係る配当 など
税率・・・5%
交付金・・・配当割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の累計に対する割合（前年度以前
3 年度分の平均値）に応じて配分

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に
おける源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収
される。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・譲渡益等の支払いを受ける個人（個人投資家の源泉徴収口座が開設されている証券会社を
特別徴収義務者として徴収する。）
課税標準・・・源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る所得金額
税率・・・5%
交付金・・・株式等譲渡所得割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交
付される。市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の累計に対する割合（前年
度以前 3 年度分の平均値）に応じて配分

6 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

平成 6 年度の税制改革で都道府県税として地方消費税が創設され、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。
税率は、平成 26 年 4 月 1 日より 1.0%から 1.7%へ引き上げられ国税である消費税 6.3%と一緒に徴収される。
なお、平成 26 年 4 月の引上分は、社会保障 4 経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛
生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。
交付金・・・地方消費税の 1/2 相当額が市町村に交付される。市町村への交付基準は、国勢調査人口（1/2）
及び経済センサス・基礎調査従業者数（1/2）により按分されるが、平成 26 年 4 月の引上分
については、社会保障財源化されることを踏まえ全額が国勢調査人口により按分され交付され
る。

7 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が収納した当該ゴルフ場にかかるゴルフ場利用税収入額の 7/10 に相当する額が交付される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・ゴルフ場の利用者

税率・・・・・・・・標準税率は 1 人 1 日につき 800 円（制限税率 1,200 円）

角田市民ゴルフ場 税率 12 級 330 円/人

仙台グリーンゴルフクラブ 税率 9 級 550 円/人

（角田市と白石市との面積按分 108,757 m² 10.338%）

交付金・・・・・・・・ゴルフ場利用税収入額の 7/10

8 款 自動車取得税交付金

1 項 自動車取得税交付金

都道府県の道路に関する費用に充てるための目的税として創設されたもので自動車の取得に対し、主たる定置場所在の都道府県においてその取得者に課税される。平成 21 年度から普通税に改められ、使途制限が廃止された。

課税主体・・・・・・・・都道府県

納税義務者・・・自動車の取得者

税率・・・・・・・・取得価格に対して自家用自動車 3%、軽自動車 2% など

交付金・・・・・・・・都道府県に納付された税額の 95%（徴税費相当分を控除）の 7/10 相当額を市町村道の延長（1/2）・市町村道の面積（1/2）で按分して交付される。

9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国が所有する固定資産のうち、米軍及び自衛隊が使用する施設（飛行場、演習場等の用に供する固定資産（弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地建物も含む。)) が所在する市町村に対し、当該固定資産の価格、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

別名：基地交付金（国有提供施設等市町村助成交付金に関する法律）

交付金・・・・・・・・交付金総額のうち、7/10 相当額は、土地、建物及び工作物の価格総額に按分して交付され、残りの 3/10 相当額は、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために地方特例交付金を交付することとしている。

交付対象・・・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・・・交付金総額の 3/5 に相当する額を、各市町村の住宅借入金等特別控除見込額により按分した額が交付される。

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源措置として、道路交通法の反則金を財源に交付される。交付金・・・県基準額から指定都市基準額を控除した額の 1/3 の額（市町村基準額）について、当該市町村の交通事故（人身）発生件数、人口集中地区人口、改良済道路延長を、2：1：1 の割合により按分して交付される。